

つくばみらい市乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
実施事業者募集要領

令和7年12月

つくばみらい市保健福祉部こども局みらいこども課

1 募集概要

児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度、以下「本事業」という)を実施する事業者をつぎのとおり募集する。

(1) 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる本事業を実施する。

(2) 事業開始日

令和8年4月1日又は令和8年度中

(3) 募集事業者

令和8年度中につくばみらい市内において本事業を開始する事業者であって、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「認可基準」という)に定めた基準を満たし、適切に事業を実施できる事業者(法人、任意団体又は個人)

2 応募要件

次の要件全てを満たす事業者とする。

- (1) 事業開始日までに実施体制が整っていること。
- (2) 安定的な経営、その他本事業を適正に履行する見込みがあること。

3 事業内容

(1) 対象となるこども

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所に通っていない乳児等支援給付認定を受けている0歳6か月から満3歳未満のこども

(2) 実施時間等

- ・こども1人当たりの利用可能時間は月10時間を上限とし、時間単位で実施するものとする。
- ・事業実施日及び事業実施時間は事業者において定めることとする。
- ・利用予約枠の設定、事前面談、利用予約受付、利用時間の管理は、国が整備する「こどもだれでも通園制度総合支援システム」により、事業者が行う。
- ・利用可能時間の範囲において利用の申し込みがあった場合には、利用乳幼児の受入をすること。ただし、正当な理由により事業の提供が困難であるとつくばみらい市が判断した場合には、

この限りではない。

4 実施方式

本事業の実施方式は、次のとおりとする。

(1)一般形乳児等通園支援事業

ア 一般型(在園児合同実施)：本事業専任職員を配置し、在園児と合同で預かる方法

イ 一般型(専用室独立実施)：本事業専任職員を配置し、専用室で預かる方法

(2)余裕活用型通園支援事業

保育所等を利用する児童が、その保育所等に係る利用定員の総数に満たない場合において、空き定員の枠を活用し、既存の職員配置で在園児と合同で預かる方法。

※ 保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所に限る。

5 設備基準・運営基準

(1)一般型乳児等通園支援事業

ア 設備基準

・乳児室(0歳・満2歳児未満) 1人につき1.65㎡

・ほふく室(0歳・満2歳児未満) 1人につき 3.3㎡

・保育室・遊戯室(満2歳児以上) 1人につき1.98㎡

※ その他の基準は、認可基準第22条に定めるとおりとする。

イ 職員

・0歳児 おおむね3人につき職員1人以上

・1歳・2歳児 おおむね6人につき職員1人以上

・半数以上は保育士であること。

・最低2人の専任職員を配置すること。

・乳児等通園支援事業の専任であること。

※ 特定教育・保育施設と一体的に運営されている場合で、特定教育・保育施設の職員の支援を受けることができる場合は、乳児等通園支援事業の専任を保育士1人とすることができる。

(2)余裕活用型乳児等通園支援事業

施設・事業所の区分ごとに、当該施設又は事業所について定める基準による。

6 保護者負担

こども1人1時間当たり300円を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。実費徴収を行う場合は、保護者同意の上、事業者で設定した金額を徴収することができます。

7 令和8年度の乳児等支援給付費

以下の表は令和 7 年度事業の単価(こども1人1時間あたり)となります。令和8年度については、公定価格により決定する予定のため、国から詳細が示され次第、別途お知らせします。

(基本分)

年度当初年齢	単価
0歳児	1,300 円
1歳児	1,100 円
2歳児	900 円

(加算分)

対象	加算単価
障がい児	400円
医療的ケア児	2,400円
要支援家庭のこども	400円

8 スケジュール

予定期日	内容
令和7年11月	募集要項等の公開・配布開始
令和7年12月 8 日(月)	認可申請書の提出期限
令和8年1～2月	乳児等通園支援事業を行う事業所としての認可・確認
令和8年3月頃	利用予約・面談等開始
令和8年4月	事業の開始

9 申請手続等

(1) 提出期間

令和7年12月8日(月)まで

(2) 提出先

つくばみらい市保健福祉部こども局みらいこども課

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。併せて下記電子メールアドレス宛にデータでの提出もお願いいたします。

(4) 提出書類

① つくばみらい市乳児等通園支援事業認可申請書

② 別添「添付書類一覧」に記載の書類

※期日までに提出が難しい書類について、みらいこども課へ報告・相談を実施してください。

10 認可

(1) 認可までの流れ

- ・申請書類受領後、認可基準に適合し、児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げる基準に該当するかどうかを審査します。
- ・審査に当たり必要な場合は、事業実施予定場所の現地確認を行う場合があります。
- ・審査の結果、認可することが適当と認めた場合は、つくばみらい市子ども・子育て会議での意見聴取を経て、認可を行います。

(2) 認可の取消し

事業開始後、認可基準に適合しないことが判明した場合や児童福祉法等の法令に違反した場合は、認可が取り消されることがあります。

11 問い合わせ先

つくばみらい市保健福祉部こども局みらいこども課保育推進係

電話:0297-58-2111 内線 4203、4205

電子メール:kodomo01@city.tsukubamirai.lg.jp